

# 相良村復興計画骨子

令和2年12月

熊本県相良村



## 1. はじめに

### (1) 令和2年7月豪雨災害における被害の概要

令和2年7月豪雨災害では、記録的な豪雨の影響により、本村の中央を流れる川辺川や南部を流れる球磨川の氾濫により、村内の広範囲での浸水被害、また山間部を中心に多数の山腹崩壊が発生しました。これらの影響により、本村では、村民の方の住まい・道路・河川・橋りょう等の生活基盤、農地・農業用施設等の生産基盤において甚大な被害を受けました。

### (2) 復興計画策定の目的

今回の未曾有の大災害から1日も早く元の平穏な生活と自然豊かな美しい本来の相良村の姿を取り戻し、将来世代に渡って安心して暮らせるむらづくりを進めていくためには、村民・地域・行政等が話し合い等を通じて課題を共有し、一丸となって復旧・復興に取り組んでいく必要があります。

復興計画は、今後取り組むべき復旧・復興施策を体系的にまとめ、復旧・復興に段階的かつ着実に取り組んでいくために策定するものです。

その策定に当たっては、相良村復興計画策定委員会での議論や未来につなげるむらづくり懇談会及び意向調査における村民からの意見等を踏まえ、具体的な施策等について検討を重ね、村民・地域・行政等がともに力を合わせて、復旧・復興を進めるための指針となる復興計画を策定します。

### (3) 復興計画の位置付け

復興計画は、今回の豪雨災害からの復旧・復興に向け、概ね5年間に取り組むべき施策を示すものです。復旧・復興の施策については、村政運営の基本計画である「第6次相良村総合計画」や「相良村総合戦略」、「過疎地域自立促進計画」等の長期計画との整合性を図りながら、未来へつなげる計画として定めていきます。

なお、復旧・復興が進むにつれて村民ニーズの変化や今後新たな課題等が出てくることも考えられることから、必要に応じて復興計画を見直すことを前提とします。

## 2. 復興計画策定に当たっての基本的な考え方

### (1) 復旧・復興の主体

村民と相良村が主体となり、国・県、大学及び関係機関と協働で復旧・復興を図ります。

また、村民の「思い」や「願い」を計画に反映できるよう、「未来につなげるむらづくり懇談会」の開催や被災者向けの「意向調査」を実施し、村民に寄り添い、村民の思いを大切にしたいむらづくりに取り組めます。

### (2) 対象地域

被害が村全域に及んでいることから、村全体を復興計画の対象とします。

### (3) 国・県との連携・協力

復旧・復興に当たっては、国や県と連携・協力していくとともに、必要な事業の実施や支援等について、国や県に要請していきます。特に、各事業で連携を図り、相互に情報共有しながら取り組めます。

### (4) 村民との積極的な情報共有

村を挙げて復旧・復興に取り組んでいくためには、村民の理解と村民との協働が必要不可欠であり、地域を離れている被災者を含めた全村民に対しても、復旧・復興に向けた取組状況について、積極的かつ早期の情報共有に努めます。

### (5) 計画期間

今回の豪雨災害発生から概ね5年後の姿を見据えながら、段階的かつ着実に取り組めます。各期における年度はあくまでも目安としての期間です。

**復旧期**：令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤、インフラ等の復旧に加え、集落の再生・発展に向けた準備を進める期間とします。

**再生期**：令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）まで

復旧期と連動し、生活環境やなりわいの本格復旧を進めるとともに、住民や地域等と行政の協働により被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。

**(参考) 創造期**：令和7年度（2025年度）以降

再生期と連動し、復興を進めるとともに、地域の新たな魅力や活力、賑わいの創出等、地域の更なる発展に向けた創造的な取組を進める期間とします。

### (6) 復興計画策定後の対応

令和3年度以降は、復興計画に基づく復旧・復興事業を本格的に推進していくとともに、事業の進捗管理を行い、復興計画の着実な遂行を図ります。

なお、今後とも検討が必要な事項については、復興計画策定後も村民・関係機関等と継続して協議するとともに、復旧・復興が進むにつれて村民ニーズの変化や新たな課題等が生じた場合、本計画の改定に柔軟性を持って対応します。

### (7) 総合的な視点に立った復興計画の立案

防災の観点に加え、自然環境や景観、歴史、文化、生活等を総合的にとらえ、地域の価値や生活の質を向上させる復興計画の立案を目指します。

### 3. 基本理念と基本方針

本村の最上位計画である「第6次相良村総合計画」は、「10年後への贈り物となる総合計画」をコンセプトに、村民意識調査、村民ワークショップ、職員ワークショップ等の村民、村職員の声を反映した計画を策定し、「10年後村で活躍する人々のために、これからの10年間で贈り物となり、相良村の住民がいつまでも楽しく、輝ける、持続可能な村づくりを、みんなで実現していくこと」を目指すと綴っています。このプロセスによりとりまとめた村の将来像は普遍的なものであり、これだけの災害を受けた本村においても、一貫して目指すべき姿であると認識しております。

そこで、相良村復興計画の基本理念は、総合計画のコンセプトを踏まえ、『**未来につなげるむらづくり**』を掲げることとします。

そして、この基本理念を支える3つの基本方針を、以下のとおり定めます。この3つの基本方針に基づき、村民に寄り添い、1日も早い復旧と将来世代に渡って安心して暮らせるむらづくりを進めていきます。

**基本方針1 安心安全な住まいの確保**

**基本方針2 災害に強いむらづくり**

**基本方針3 地域産業の再生**

## 4. 復興計画の方向性

### 基本方針1 安心安全な住まいの確保

地域とのつながりを維持しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境を整備し、すまいと暮らしの再建、コミュニティの再生を図ります。

#### (1) 安心して暮らせる住環境の整備

##### ア 生活基盤の復旧・整備

ライフライン（電気、上下水道、情報通信網等）、河川、道路、橋りょう等については、より安全で安心できる村民生活の実現に向けて早期復旧に努めます。また、避難経路として早急に整備が必要な幹線道路等については、その整備を推進します。

##### イ すまいの再建支援

応急仮設住宅の整備による一時的な居住の確保や被災した住宅の解体・撤去の支援など、1日も早く元の生活を取り戻すことができるよう、すまいの再建を支援します。

##### ウ 災害公営住宅等の整備

自力再建が困難な被災者の新たなすまいの確保を図るため、被災前のコミュニティの維持に配慮しつつ、既存の公営住宅長寿命化計画との整合を図りながら、災害公営住宅等の整備に取り組みます。

##### エ 安全な地域の再生方策（新たな居住エリア新設等）の可能性検討

特に被害が甚大な地域については、地域における土地利用の在り方や流入した土砂の有効活用などを含め、安全な地域の再生方策について検討するとともに、地域住民の意向を前提として、安心安全に暮らせる新たな居住エリアの新設等の可能性についても検討します。

##### オ 交通手段の確保

くま川鉄道では、今回の豪雨により、橋りょうの流出、土砂流入、車両浸水などの被害が発生しました。運転再開まで相当の期間を要するため、同区間を含む全区間で通学利用などの方々を対象としたバスによる代替輸送等により、当面の利用者の交通手段を確保するとともに、全線の早期復旧に向けて、沿線市町村や国・県等と連携して取り組みます。また、乗合タクシーなど地域の実情に応じた交通サービスを充実させます。

##### カ 暮らしに関する総合的な支援

地域支え合いセンターを設置し、被災者の生活再建に向け住環境の整備と合わせて福祉・医療・衛生・教育・雇用など総合的に支援します。

#### (2) コミュニティ等の維持・再生

##### ア コミュニティ支援

コミュニティの維持・再生が円滑に行われるよう、コミュニティ活動や地域行事等への支援を検討します。

##### イ 地域資源等の再生・保全

豊かな自然環境や景観、多彩な歴史・文化資源等の再生・保全に取り組み、地域の再生・発展を支援します。

## 基本方針2 災害に強いむらづくり

国や県、地域と協働し、防災・減災のためのハード事業とソフト事業を総合的に取り組み、今回の災害と同規模以上の降雨に対応する安全な地域づくりを進めます。

### (1) 防災・減災のための基盤整備

#### ア 二次災害の防止対策

二次災害を防止するため、早急に応急復旧を行います。特に、道路法面崩壊箇所や河川の応急復旧等、梅雨や台風等に備えた対策を早期に講じます。なお、国・県管理の道路及び河川等については早期復旧を要望していきます。

#### イ 道路・橋りょう等の復旧

道路・橋りょう等の復旧に当たっては、村民の安全を第一に考え、早期に計画の内容、スケジュール等を地域住民と共有するとともに、可能な限り地域住民の意見や自然環境、景観等にも配慮した上で、復旧に取り組みます。

#### ウ 砂防・治山等の安全対策

国や県とも協力し、砂防、治山等の安全対策を実施します。

#### エ 既存施設の安全性の検証

道路・橋りょう等の安全性を確認し、必要に応じて防災・減災のための取組を進めます。また、避難所施設についても設置位置及び避難経路の検証や防災機能の強化を図っていきます。

### (2) 地域防災力の向上

#### ア 地域防災計画の見直し

地域防災計画の見直しを行い、災害時における多様な情報収集・情報伝達手段の確保や関係機関との連携など、各分野の対策強化と更なる地域防災力の向上を図ります。

#### イ 防災組織の育成・強化

自主防災組織の育成・強化及び消防団員の確保に継続して取り組みます。また、地域防災力の強化に向けた取り組み（避難訓練の実施、非常用食糧等の備蓄、避難施設の防災機能強化等）を支援します。

#### ウ 各種ハザードマップ等の見直し

各種ハザードマップ（洪水、土砂災害等）や自主防災マップを早期に見直すとともに、継続的な避難訓練の実施等、効果的な防災対策について検討します。

#### エ 避難場所等の検討

避難場所や避難経路を見直すとともに、河川監視カメラや水位計の設置等についても検討します。

#### オ 消防施設の復旧・整備

消防水利等については、より安全で安心できる村民生活の実現に向けて整備します。

#### カ 防災意識の維持・向上

今回の災害からの教訓・記憶を風化させず後世に伝え、将来の災害において村民の命を守る安全な地域づくりを進めるため、浸水実績や土砂災害危険区域の表示板の設置等を行い、防災教育・被災体験の伝承等を通じた防災意識の維持・向上を図ります。

### 基本方針3 地域産業の再生

農地等の産業基盤の早期復旧を行うとともに、農業や林業、水産業、商工業等の産業復興に向けた取組を支援し、地域産業の再生と地域経済の活性化を図ります。

#### (1) 産業基盤の早期復旧

##### ア 農地・農業用施設等の復旧

甚大な被害を受けた本村の基幹産業である農林水産業再生に向け、農地や農業用施設、林道、漁業施設の復旧を早急に行います。

##### イ 農地・森林の基盤整備検討

特に被害が甚大な地域については、農道等の計画や地域住民の意向を踏まえ、より効率的な営農が可能となる農地の基盤整備や堆積した土砂の活用方策について検討します。森林においては、作業道等の復旧・新設等を支援します。

##### ウ 営農・経営再開支援

被災した農林水産業、商工業者等に対して営農・経営相談を強化し、事業再開を支援します。

#### (2) 産業・経済の振興

##### ア 農業振興

甚大な被害を受けた河川流域における農地の災害復旧事業を早期に実施するとともに、整備された優良農地を担う将来の担い手づくりを、地域と関係機関が一体となって進めていきます。

あわせて農地の流動化、集約化を促し、被災農家、生産拡大を志向する農家、さらには新規就農者を支援します。

##### イ 林業振興

施業の集約化等の効率的な生産体制の整備や担い手の育成など林業を振興するとともに、森林の持つ水源かん養機能等の持続的な発揮に向けた取組を支援します。

##### ウ 水産業振興

水質日本一の清流「川辺川」の素晴らしい河川環境の再生を図るとともに、水産関係機関と連携しながら、水産業の再生・支援を実施します。

##### エ 観光振興

水質日本一の清流「川辺川」をはじめとする豊かな地域資源を活かし、積極的な情報発信等を行いながら、観光の振興に取り組みます。

##### オ 経済の活性化

経済の活力を早期に取り戻すとともに、産業の活性化を図り、働く場のあるむらづくりを進めます。



